

## シュレッダー処理される自動車及び電気機械器具の事前選別 ガイドラインについて（抜粋）（平成 7 年）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）においては、平成 7 年 6 月 27 日付で「シュレッダー処理される自動車及び電気機械器具の事前選別ガイドライン」が策定されている。本ガイドラインに基づき事前選別を求められているのは排出事業者（廃自動車を下取りした自動車販売事業者等）であるが、実際にはその委託を受けた産業廃棄物処理業者（主として解体事業者が該当）が事前選別を行っている。廃自動車に関する事前選別ガイドラインの内容は以下のとおりである。

対象物	評価	選別方法	保管方法	回収・処理方法	注意事項
ガソリン、軽油	揮発油類 引火性を有する 廃油は埋立禁止	タンクごと取り外す又はタンクに穴を開けて抜く	タンク、ドラム缶に保管する	自家消費等	引火・揮発性に注意すること
L P G	揮発油類 引火性を有する 廃油は埋立禁止	高圧ポンベを取り外す	ポンベのまま保管する	充てんスタンドに返品又は自家消費	引火・揮発性に注意すること
エンジン、トランスミッション、ブレーキ、トルクコンバーター等に含まれる各種オイル類	廃油は埋立禁止	エンジンとトランスミッションを一体で取り外す、足回りを取り外す	タンク、ドラム缶に保管する	専門業者に委託する	地中に浸透させないこと
冷却液	廃酸、廃アルカリは埋立禁止	底部コックを開けて排出する	タンク、ドラム缶に保管する	専門業者に委託する	地中に浸透させないこと
バッテリー	鉛を含有する 廃酸、廃アルカリは埋立禁止	取り外す	壊さないように保管する	専門業者に委託する	電解液を漏えいさせないこと
蛍光管	水銀を含有する	取り外す	密閉容器に保管する	専門業者に委託する	壊さないこと
冷媒（フロン）	オゾン層を破壊する等	抜き出し装置で排出する	ポンベに保管する	専門業者に委託する	大気中に放出しないこと

また、事前選別を行う施設においては、生活環境及び公衆衛生の観点から考慮すべき事項を以下のとおり定めている。

### (1) 施設の基本事項

施設の基本事項として以下の事項を考慮する。

#### 囲い

施設内に、みだりに人が立ち入らないように囲いを設けること。

施設の出入口には施錠可能な門扉を設けること。  
 囲いの材質は耐久性、防音性、防火性等を考慮して検討すること。  
 囲いは、周辺環境との調和について配慮すること。

表示

入口の見やすい箇所に、作業場施設であることを表示する立札を設けること。表示の記載内容は図の例によること。

施設 の 名 称	解体(株) 工場
作業場施設の設置場所	東京都 区 町 番地
取 扱 廃 棄 物 名	金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、廃油、廃酸、廃アルカリ
事 業 者 名	厚生 太 郎
事業代表者住所	東京都 区 町 番地
火 気 取 締 責 任 者	厚生 三 郎
許 可 年 月 日	平成 年 月 日
許 可 番 号	第 号

図 表示の見本(例) (単位 mm)

表示の材質は、耐久性のもので強度が十分であること。

作業員の動線

解体作業場所、保管場所、通路には作業員動線を設定し、作業員の安全を確保すること。

崩落、落下防止策

解体物及び事前選別対象物の保管場所等に、物が落下する危険性がある場合には、落下防止の防護網やシート等を設けること。

排水処理施設

中間処理施設から公共用水域等に排水を放流する場合は、当該施設の種類、規模等に応じ、水質汚濁防止法、下水道法等による規制基準に適合する排水処理施設を設けること。

雨水等の流出入防止設備

雨水等が事前選別を行う施設の外部へ流出すること及び外部から流入することを防止できる開きよその他の設備を設けること。

隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。

(2) 作業床面

事前選別対象物の特徴に適合した作業床面を整備する。すなわち、床構造は、廃棄物の性状や使用重機などを考慮に入れて総合的に検討する必要がある。

廃自動車等の事前選別に伴って、事前選別対象物である燃料類、各種オイル類、冷却液等が作業床面に漏れ出すことが避けられない。従って、作業床面に漏れ出した液状物が自然に集まるよう、同時にそれらが作業床面の地下に浸透しないように、床面の構造、材料の設計・選択を行う。

作業床面はコンクリート構造とし、さらにコンクリート構造の床に液状物浸透防止加工を施すことが望ましい。なお、当該作業に重機類を使用する場合は、鋼板製の床とする。この場合には滑り止めが必要である。

いずれの構造の床においても、定期点検によって、床面の亀裂や破損の予防保全対策が必要である。このためには一定期間ごとに清掃を行い、床に亀裂等がないことを点検し、記録することが必要である。

液状物が施設外に流出しないことと同時に、外部から施設内に流入しない対策が必要である。また、油分の浸出には地下浸透を防ぐ目的で必要に応じて排水路及びオイルトラップを設置することが望ましい。

### (3) 建屋

建屋は、事前選別対象物の性状及び事前選別のために使用する重機類を考慮に入れて総合的に検討する必要がある。

作業員の健康と労働安全衛生上の配慮から、事前選別作業を行う場所には雨水がかからないような建屋構造とすること。これは事前選別に伴って漏れ出した燃料類、各種オイル類、冷却液等の液状物が雨水のために流出することを防止するとともに、事前選別用の設備類に雨水がかかるのを防止することにもなる。

### (4) 事前選別用装置類の充実

事前選別対象物の特徴に適合した事前選別用装置類の充実と整備を図り、事前選別を適正に促進する。

液状物に対する回収装置及び爆発性ガス、冷媒ガスに対する回収装置等は、事前選別の安全性及び作業能率を基準として選定することが必要である。

現在使用されている回収装置の代表例を以下に示す。

液状物に対する回収装置

燃料タンク：ハンマー又はつるはし等を使用して燃料タンクに穴を開けるやり方には、危険が伴うので安全対策上エア・シリンダー又はこの原理を利用した機械的穴開け装置又はポンプ式拔出装置等を利用する。

冷却液（作動液、クーラント水溶液）：減圧式ポンプ式拔出装置等を利用する。

爆発性ガス、冷媒ガスに対する回収装置

L P G ガス：コックを締めてそのまま取り外す。

冷 媒 ガ ス：専用の拔出装置等を利用する。

## (5) 労働安全衛生のための設備と教育

事前選別用設備は、生活環境上支障を生じるおそれのない、かつ安全な作業環境を考慮した設備であることが必要である。

労働安全衛生上考慮すべき設備を以下に示す。

騒音・振動：騒音・振動を発生する機器にあつては、囲いを設け騒音を遮断し、さらに防音・防振構造の機器を使用する。また、重機にあつては低騒音・低振動機器を使用することや運転に当たっては敷地境界までの距離をとる。

粉塵：粉塵が発生する箇所には、散水設備を設けること。また、必要に応じて集塵装置を設けて除去を図ること。さらに、防塵マスク等を準備する。

換気：揮発したガソリン等に対する換気対策に努める。

防爆：揮発したガソリン等が滞留していると引火爆発する危険性があるので裸火の禁止を厳守するほか、電動機類については、必要な防爆対策器を使用する。

安全設備：回転機器類に対する安全カバー等を初めとして、安全のための設備を整える。

消火設備：ガソリン等燃料及び各種オイル類等を取り扱うので、消火設備（必要箇所への消火器の配置を含む。）を整える。

安全教育：ガソリン等の危険物の取扱いに関する安全教育を行う。

## (6) 環境保全のための設備

事前選別によって廃自動車等から取り出された液状物あるいはガス等を事業場及びその周辺環境に飛散、流出させないよう必要な施設・設備、例えばガソリン等の燃料類や潤滑油等の各種オイル類を含む排水の処理施設を設ける必要がある。

中間処理施設から公共用水域等に排水を放流する場合は、当該施設の種類、規模等に応じ、水質汚濁防止法、下水道法等による規制基準に適合する排水処理施設を設ける。

適正な排水処理のためにも、雨水等の流出入防止設備が大切である。雨水等が中間処理施設の外部へ流出すること及び外部から流入することを防止できる開きよその他の設備を設ける。

また、冷媒ガスを回収することが望ましいが、この場合は、抜き取った冷媒ガスを保管できるように、必要な空のボンベを準備しておく。